

常滑市立図書館基本構想策定委員会の運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常滑市立図書館基本構想策定委員会設置要綱第10条の規定に基づき、常滑市立図書館基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会議の傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

2 記者席に入ることができる者は、委員長の認める報道関係者に限る。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付において自己の氏名、住所（報道関係者にあつては、所属する報道機関名）及び電話番号を傍聴整理簿（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議の傍聴にあたって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語し、又は談笑しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(書面審議)

第11条 委員長は、やむを得ない理由により会議の招集が困難であると認める場合は、議事に係る書面（電磁的記録によるものを含む。）による協議をもって会議に代えることができる。

2 前項の場合において、委員の半数以上から委員長に対し意見の提出があったときは、委員会の議事は、意見を提出した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録等)

第12条 会議の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習スポーツ課及び企画部企画課において処理する。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

常滑市立図書館基本構想策定委員会

（ 年 月 日開催 第 回会議）

傍聴整理簿

番 号	氏 名	住 所 （報道機関名）	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			